

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 166 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を指定し、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地	東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号 三菱 UFJ ニコス株式会社 代表取締役 角田 典彦
指定をした日	令和 7 年 4 月 1 日
納付を委託することができる歳入の種類	市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料（普通徴収分）・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）・介護保険料（普通徴収分）・保育料・保育実費（給食費・延長保育利用料・一時預かり利用料・災害共済掛金）
指定納付受託者が提携しているコンビニエンスストア及び決済事業者	東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦
	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役社長 竹増 貞信
	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介
	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 藤本 明裕
	東京都千代田区岩本町 3-10-1 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩
	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号日新ビル 12 階 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 飯吉 真
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665-1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田礼信
	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地 株式会社セコマ 代表取締役社長 赤尾 洋昭
	東京都千代田区内幸町 1-2-2 日比谷ダイビル 13 階 ビルディングシステム株式会社 代表取締役 江田 敏彦
	東京都千代田区紀尾井町 1-3 PayPay 株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎
	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号住友不動産大崎ガーデンタワー 22 階 LINE Pay 株式会社 代表取締役社長 CEO 前田 貴司
	東京都港区芝浦 3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワー S 株式会社ファミマデジタルワン 代表取締役社長 中野 和浩
	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号ガーデンエアタワー KDDI 株式会社 代表取締役社長 CEO 松田 浩路
	東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号山王パークタワー 株式会社 NTT ドコモ 代表取締役社長 前田 義晃
委託期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、LINE Pay 株式会社の委託期間は令和 7 年 4 月 23 日までとする。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 167 号

令和 7 年 6 月 16 日

(月曜日)

奈 良 市 公 報

第 143 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度奈良市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 35 号）第 7 条第 1 項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

令和7年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 進捗状況	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	14
(6) 最終処分計画	21
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	22
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	22
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	23
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	23
(4) 収集運搬計画	23
(5) 中間処理計画	24

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和7年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）で定める令和13年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ごみ搬入量を約1/5減量
- 焼却処理量を約1/5減量
- 最終処分量を約1/5減量

(2) 進捗状況

	基準年度 令和元年度 (実績)	直近年度		本計画 令和7年度 (推計値)	中間目標 令和8年度 (目標値)	最終目標 令和13年度 (目標値)
		令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)			
人口	355,529人	348,285人	345,900人	343,500人	338,538人	325,265人
ごみ搬入量	89,771t	80,774t	79,199t	75,323t	73,256t	69,773t
令和元年度比	100%	90%	88%	84%	82%	78%
1人1日当たり	690g	634g	627g	601g	593g	586g
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	56,313t	50,726t	49,136t	46,226t	43,254t
	令和元年度比	100%	90%	87%	82%	80%
	1人1日当たり	433g	398g	389g	369g	363g
	事業系ごみ	33,458t	30,048t	30,063t	29,097t	28,114t
	令和元年度比	100%	90%	90%	87%	84%
	1人1日当たり	257g	236g	238g	228g	223g
焼却処理量	83,839t	76,216t	70,976t	67,044t	68,170t	64,979t
令和元年度比	100%	91%	85%	80%	81%	78%
1人1日当たり	644g	598g	562g	535g	552g	546g
最終処分量	14,696t	12,575t	11,292t	9,323t	12,453t	11,812t
令和元年度比	100%	86%	77%	63%	85%	80%
1人1日当たり	113g	99g	89g	74g	101g	99g
再生利用率	21%	22%	22%	23%	24%	24%

※令和元年度及び令和5年度の人口は、それぞれの年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、（市による直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量）／（市へのごみ搬入量（発生抑制後）及び再生資源搬入量＋集団資源回収量）。

※令和5年度実績においては、令和元年度と比較して、全体のごみ搬入量が10%（家庭系ごみが10%、事業系ごみが10%）、焼却量が9%、最終処分量が14%減少している。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	週 2 回収集 (直営・委託)	焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月 2 回収集 (直営・委託)	委託先の一次処理施設へ運搬し、破碎処理の後、二次処理施設へ運搬 (委託)	委託先の二次処理施設において選別後、破碎可燃物は焼却(焼却灰は焙焼処理し再生利用)、破碎スクラップは再生利用、その他不燃物は埋立 (委託)
大型ごみ 重量物または450のごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)		
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (直営)	草木類は再生利用 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) 電池類は拠点回収も実施 (直営)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週 1 回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託)
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月 1 回収集 (委託)	選別し、保管 (委託)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月 1 回収集 (委託)	選別し、圧縮 (委託)	再生利用
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4	又は	保管 (直営)	再生利用
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	環境清美センサーで拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
陶磁器製・ガラス製食器類 リユースできない陶磁器製及びガラス製食器類	公共施設で拠点回収 イベント回収	破碎処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食の残さ等	概ね週2～3回 収集 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により 収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

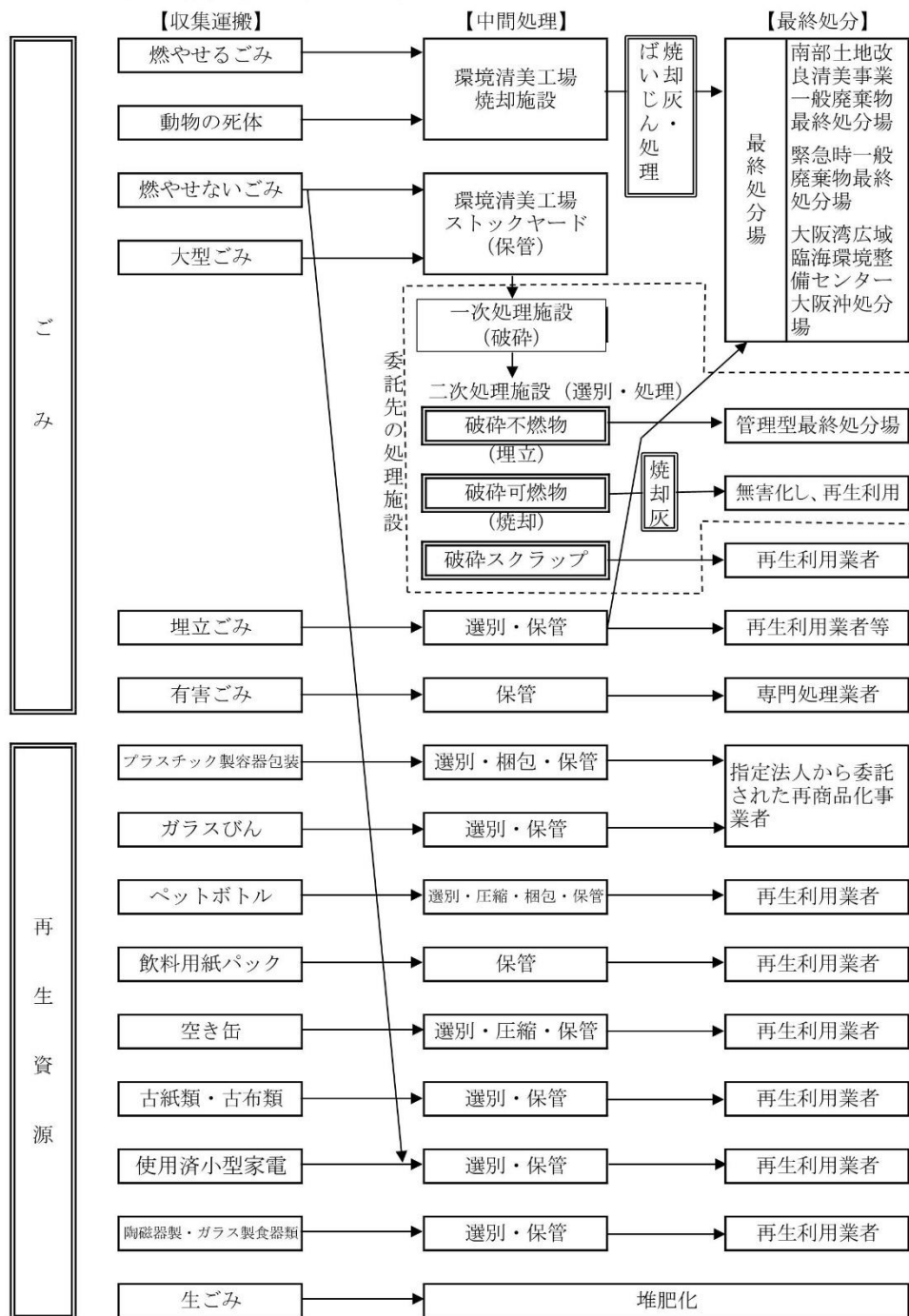
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

オ ゴミ処理体系（令和6年10月から）



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破砕、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電については、ボックス回収及び市民が環境清美センターへ自己搬入したもののうち該当物を別途回収したものに限る。

※注 陶磁器製・ガラス製食器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和7年3月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	34
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

(4) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	2
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(5) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
3 R の推進	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットや SNS を活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材について継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に 1 回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	陶磁器製・ガラス製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器製・ガラス製食器類のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源・電池類の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッジ、電池類の拠点回収を実施する。（施設により回収品目は異なる。）
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイクル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
	小型家電ピックアップ回収	これまで不燃ごみとして処理されていた家電製品を環境清美工場にて別途回収して事業者に引渡し、再資源化を行う。

区分	取組	具体的な内容
3 R の推進	草木類の再生利用	町内清掃や学校等から排出された草木類を選別し、再生利用する。
	剪定枝木粉碎機を利用した剪定枝木活用	市が用意した剪定枝をチップ化する「剪定枝粉碎機」を市民自らが使用し、家庭等で発生した剪定枝チップの活用を促進することで、ごみの減量化及びごみ減量啓発に資する。
	汚泥発酵肥料（畑楽）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製造する。製造した肥料は市民に配布する。
	生ごみ処理機器等購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。また、事業所で発生する生ごみの減量を促進するため、業務用生ごみ処理機の導入費用を助成する。
	給食残渣や草木類の堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類から生産した堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
プラスチックごみの処理	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和4年4月）に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。 また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
食品ロス削減	食品ロス削減キャンペーン	市内小学校をターゲットに、テーマを「食品ロス削減」に特化した出前講座を実施する。
	てまえどり運動の推進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスターを協力事業者へ提供する。
	フードバンク事業への協力と同事業の周知・啓発	安全に食べられるにもかかわらず、流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、必要としている方々に無償で提供するフードバンク活動を行う団体に協力するとともに、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
紙ごみの削減	「雑がみ」リサイクルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。

区分	取組	具体的な内容
多様な主体の 参画・連携	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
適正処理の推進	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の分け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ステッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルール徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	違法な野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、違法な野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
新クリーンセンター建設	ごみ焼却施設の移転	「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の運営を円滑に遂行し、候補地議論の早期解決を図る。
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画を見直し、計画推進に向けた庁内体制及び住民との協力体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(令和7年度推計値)

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合 計
家庭系	燃やせるごみ	36,979 t	-	1,192 t	38,171 t
	燃やせないごみ	2,205 t	-	2,297 t	4,502 t
	大 型 ご み	2,341 t	-	-	2,341 t
	埋 立 ご み	1,127 t	-	-	1,127 t
	有 害 ご み	85 t	-	-	85 t
	再 生 資 源	6,167 t	-	360 t	6,527 t
	小 計	48,904 t	-	3,849 t	52,753 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	27,862 t	1,011 t	28,873 t
	燃やせないごみ	0 t	224 t	0 t	224 t
	生ごみ(再生資源)	200 t	-	-	200 t
	小 計	200 t	28,086 t	1,011 t	29,297 t
	合 計	49,104 t	28,086 t	4,860 t	82,050 t
	動物の死体	1,120 体	-	-	1,120 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生资源収集基地

名 称	廃棄物対策課リサイクル分室
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(ウ) 委託業者収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

名 称	株式会社武田環境
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「奈良市申込品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。（電池類は拠点回収も実施）	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
陶磁器製・ガラス製食器類	公共施設で拠点回収、又はイベント回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出、又はイベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市立学校園から発生する給食の残さ等に限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式、プラズマ式及び有機EL式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,402 t
	ガラスびん	1,636 t
	ペットボトル	481 t
	飲料用紙パック	65 t
	空き缶	435 t
	古紙類・古布類	311 t
	使用済小型家電	181 t
	陶磁器製及びガラス食器類	16 t
	生ごみ	200 t
	小計	6,727 t
有害ごみ回収		85 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		240 t
集団資源回収		14,769 t
合計		21,821 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営または委託先のごみ処理施設

a 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ（再生資源選別残さを含む）、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	67,044 t
	動物の死体	1,120 体
残 さ 量	焼却灰	5,136 t
	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰（非鉄）	2,000 t
	合 計	8,436 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場 焼却灰（非鉄）：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	

b 委託先の処理施設

名 称	三重中央開発株式会社（各処理施設）	
所 在 地	京都リサイクルセンター：京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重リサイクルセンター：三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
処 理 方 法	破碎、焼却、焙焼、管理型埋立	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	4,726 t
	大型ごみ	2,341 t
	合 計	7,067 t
処 分 先	破碎可燃物：焼却処理し、発生した焼却灰は無害化し再生利用 破碎不燃物：管理型埋立 破碎スクラップ：再生利用業者	

※注 中間処理から最終処分までの全ての処理が行われる。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別保管施設

名 称	草木類選別保管施設
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地
処 理 方 法	選別・保管
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ
処 理 量 ※ 注	240 t
処 分 先	草木類：再生利用業者等 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処 理 量	85 t

c プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設		
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内		
処 理 方 法	選別及び梱包		
操 業 形 態	委託		
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ		
処 理 量	プラスチック製容器包装		3,402 t
	選別残さ		798 t
		合計	4,200 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設		

d ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48 m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん（無色）	801 t
	ガラスびん（茶色）	384 t
	ガラスびん（その他の色）	451 t
	合 計	1,636 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

e ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包	
処 理 能 力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	481 t	
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	710 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル	
処 理 量	481 t	
処 分 先	再生利用業者	

g 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理 量 ※ 注	65 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

h 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	アルミ缶	218 t
	スチール缶	217 t
	合計	435 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センターに搬入後、三重中央開発株式会社へ	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設		
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
処 理 方 法	屋外保管		
面 積	460 m ²		
操 業 形 態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶		
処 理 量	アルミ缶		218 t
	スチール缶		217 t
		合計	435 t
処 分 先	再生利用業者		

j 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	18 t
	雑誌	143 t
	ダンボール	99 t
	古布類	51 t
	合 計	311 t
処 分 先	再生利用業者	

k 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	181 t	

l 陶磁器製・ガラス製食器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破碎処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	陶磁器製及びガラス製食器類	
処 理 量	16 t	

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2.0t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	4.54t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	1.0t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他	
敷地面積	82,920㎡	
埋立面積	58,100㎡	
埋立容量	747,900㎥	
操業形態	直営	
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物	
処分量	焼却灰	5,136 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他	
敷地面積	46,611㎡	
埋立面積	27,400㎡	
埋立容量	264,403㎥	
操業形態	直営	
埋立対象物	土砂類	
処分量	887 t	

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先	
処分場面積	95ha	
埋立容量	13,975,000㎥	
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)	
処分量	ばいじん処理物	1,300 t
	焼却灰(非鉄)	2,000 t
	合計	3,300 t
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。	

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

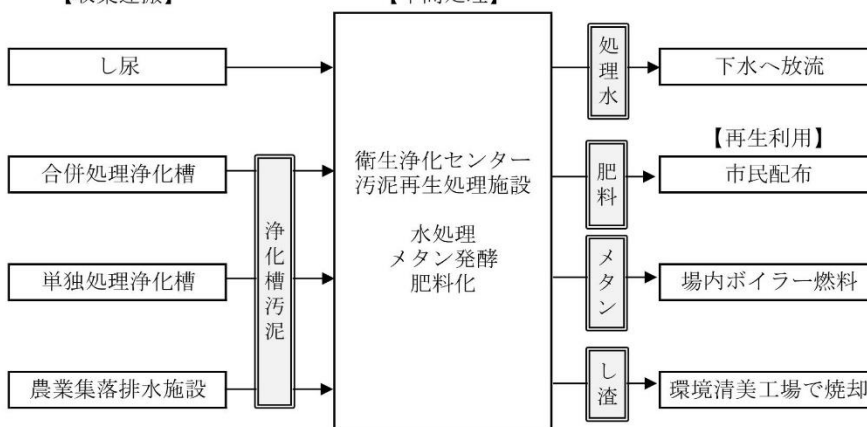
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域	○月ヶ瀬・都祁を除く地域
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は高負荷脱窒素処理方式で処理 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営)	汚泥は肥料として再生利用 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化し、再生利用 (直営)

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】

【収集運搬】

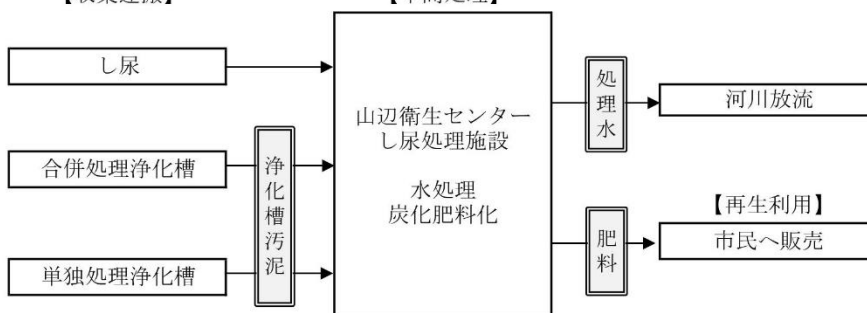
【中間処理】



【山辺衛生センター】

【収集運搬】

【中間処理】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和7年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	令和5年度(実績値)		令和7年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	2,591 kℓ	0 kℓ	2,445 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	11,426 kℓ	0 kℓ	12,166 kℓ
計	2,591 kℓ	11,426 kℓ	2,445 kℓ	12,166 kℓ
合計	14,017 kℓ		14,611 kℓ	

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	令和5年度(実績値)		令和7年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	595 kℓ	0 kℓ	610 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	5,292 kℓ	0 kℓ	5,250 kℓ
計	595 kℓ	5,292 kℓ	610 kℓ	5,250 kℓ
合計	5,887 kℓ		5,860 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥はメタン発酵・肥料化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ／24h
	生ごみ	3.4t／24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	2,445 kℓ
	浄化槽汚泥	12,166 kℓ
	合計	14,611 kℓ
残さ量	4 t	
堆肥化量	116 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ／24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	610 kℓ
	浄化槽汚泥	5,250 kℓ
	合計	5,860 kℓ
堆肥化量	（山添村で発生の汚泥由来分を含む） 17 t	

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 168 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良県橿原市城殿町 459 大和平野土地改良区内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 吉岡 豊	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 4 月 1 日

委託をした日：令和 7 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 169 号

地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市二条町二丁目 9 番 2 号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 森 直樹	休日歯科応急診療所診療報酬 (休日歯科応急診療所使用料)

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 4 月 1 日

委託をした日：令和 7 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 170 号

奈良市音声館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町 32 番地の 1

おんじょう
奈良市音 声 館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中新屋町 2 番地の 1

奈良町くりえいと

代表 公益社団法人奈良まちづくりセンター

理事長 藤野 正文

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市音^{おんじょう}声^{せい}館^{かん}条例（平成 6 年奈良市条例第 24 号）第 3 条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市音^{おんじょう}声^{せい}館^{かん}の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市音^{おんじょう}声^{せい}館^{かん}の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 171 号

名勝大乘院庭園文化館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町 1083 番地

名勝大乘院庭園文化館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市高畑町 1096 番地

株式会社奈良ホテル

代表取締役社長 原田 隆太

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市名勝大乘院庭園文化館条例（平成 8 年奈良市条例第 13 号）第 3 条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 名勝大乘院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 172 号

奈良市総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目 3 番地の 1

奈良市総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良杏町 79 番地の 4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市総合福祉センター条例（昭和 59 年奈良市条例第 11 号）第 5 条（第 3 号を除く。）、第 9 条、第 14 条及び第 16 条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家はり・きゆう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 173 号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市畑中町 4 番地の 4

奈良市中人権・コミュニティセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市船橋町 15 番地の 4 101 号

船橋西自治会

副会長 玉田 崇二

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市人権・コミュニティセンター条例（令和 6 年奈良市条例第 40 号）第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市中人権・コミュニティセンターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市中人権・コミュニティセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 174 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市都祁白石町 1026 番地の 1 都祁まちづくり協議会 会長 大西 均	都祁生涯スポーツセンター庭球場使用料 球技場使用料 クラブハウス使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 3 月 25 日

委託をした日：令和 7 年 3 月 25 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 175 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市都祁白石町 1026 番の 1 都祁まちづくり協議会 会長 大西 均	都祁交流センター施設使用料 備品使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 3 月 25 日

委託をした日：令和 7 年 3 月 25 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 176 号

地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市都祁白石町 1026 番地の 1 都祁まちづくり協議会 会長 大西 均	都祁体育館使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 3 月 25 日

委託をした日：令和 7 年 3 月 25 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 177 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 4 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和7年1月23日付 差押調書(謄本) 1部
- (2) 令和7年2月5日付 配当計算書(謄本) 1部
- (3) 令和7年2月12日付 充当通知書 1部

(令和7年4月3日揭示済)

奈良市告示第178号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年4月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和7年1月23日付 差押調書(謄本) 1部
- (2) 令和7年2月5日付 配当計算書(謄本) 1部
- (3) 令和7年2月12日付 充当通知書 1部

(令和7年4月3日揭示済)

奈良市告示第179号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年4月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和7年2月26日付 差押調書(謄本) 1部
- (2) 令和7年3月17日付 配当計算書(謄本) 1部
- (3) 令和7年3月24日付 充当通知書 1部

(令和7年4月3日揭示済)

奈良市告示第180号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば

いつでも交付する。

令和7年4月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び出国先

省略

2 送達すべき文書

令和7年3月27日付 滞納処分の停止通知書

(令和7年4月3日揭示済)

奈良市告示第181号

なら工芸館について、なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定に基づき、令和7年5月8日から同月11日、13日、14日及び27日に臨時休館することを承認したので、告示する。

令和7年4月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和7年4月4日揭示済)

奈良市告示第182号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和7年4月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 事業計画が決定された年月日

令和7年4月1日

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市二名二丁目、鶴舞東町の一部、学園朝日町

4 調査期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和7年4月7日揭示済)

奈良市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年4月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人奈良市歯科医師会 会長 森 直樹	みどりの家歯科診療所診療使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年4月1日

委託をした日：令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和7年4月7日揭示済)

奈良市告示第 184 号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市帝塚山南二丁目 11 番 2 号

奈良市帝塚山地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市帝塚山南五丁目 7 番 5 号

奈良帝塚山地域自治協議会

会長 小嶋 勉

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市帝塚山地域ふれあい会館の利用に関すること。

(2) 奈良市帝塚山地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 4 月 7 日掲示済)

奈良市告示第 185 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 12 条第 1 項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定したので、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定番号	指定名称	所在地（指定地）
1	元林院検番演舞場及び事務所	奈良市元林院町 41 番地
2	山賀家住宅	奈良市築地之内町 37 番地
3	喜多家住宅	奈良市芝辻町 543 番地 1
4	栃岡家住宅	奈良市椿井町 1 番地 1
5	木奥家住宅異蔵	奈良市芝新屋町 17 番地 (奈良市芝新屋町 17 番地、西新屋町 3 番地 1)
6	廣岡家住宅	奈良市法蓮町 1106 番地 2
7	町家宿となり (Guest House “TONARI” on Naramachi)	奈良市中新屋町 35 番地 1
8	満月	奈良市高御門町 13 番地 2
9	The temple (寶珠寺)	奈良市紀寺町 663 番地 2
10	貸町家「木屋」	奈良市紀寺町 913 番地 2
11	旧橋村家住宅	奈良市今御門町 10 番地 1
12	旧山中家住宅	奈良市東寺林町 9 番地
13	吉川家住宅 表門及び表塀	奈良市水門町 57 番地、58 番地
14	ギャラリー&ポストカード 藤影堂	奈良市不審ヶ辻子町 11 番地 3
15	高倉家住宅	奈良市紀寺町 1012 番地

16	京終駅舎（奈良市京終駅観光案内所）	奈良市南京終町 204 番地 3
17	徳田家住宅	奈良市紀寺町 922 番地
18	山本家貸家	奈良市南市町 16 番地 2
19	植田家住宅	奈良市紀寺町 943、944、945 番地
20	藤村家住宅門塀及び蔵	奈良市中新屋町 32 番地 1、33 番地 1
21	EENA HOUSE	奈良市川之上突抜北方町 18 番地 5
22	西村邸	奈良市花園町 20、21 番地
23	飛鳥神社社務所	奈良市北京終町 18 番地
24	森岡家住宅塀	奈良市高畑町 1108 番地 2
25	八木家住宅	奈良市高畑町 954 番地 1
26	吉村家住宅	奈良市薬師堂町 31 番地 1
27	野崎家住宅	奈良市川之上町 11 番地
28	大豆山町家	奈良市大豆山町 15 番地
29	花澤家住宅	奈良市中辻町 77 番地 3
30	中島家住宅	奈良市芝辻町 850 番地
31	旧和田家住宅	奈良市脇戸町 11 番地
32	酒肆春鹿 田中家町家	奈良市今御門町 27 番地の 4
33	高瀬家町家	奈良市西木辻町 215-1、215-2
34	旧丸十物産店店舗	奈良市雑司町 486 番地の 5
35	御霊神社宝庫及び門塀	奈良市薬師堂町 24 番地
36	中川家住宅	奈良市高畑町 928 番 1
37	旧金田家住宅	奈良市元林院町 6 番 1、6 番 2

(令和 7 年 4 月 8 日掲示済)

奈良市告示第 186 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
西登美ヶ丘二丁目 7 番 4 号	富雄元町四丁目 5 番 21-室番号
あやめ池南八丁目 5 番 9-1 号	西千代ヶ丘一丁目 4 番 7 号
東紀寺町三丁目 8 番 10-2 号	若葉台二丁目 12 番 17 号
東紀寺町三丁目 8 番 10-1 号	東紀寺町三丁目 9 番 11 号
秋篠早月町 5 番 26 号	東紀寺町二丁目 3 番 12 号
五条一丁目 13 番 1 号	学園北一丁目 5 番 17 号
三松三丁目 14 番 7 号	百楽園二丁目 4 番 12 号
三条大宮町 5 番 22-5 号	平松三丁目 16 番 13 号
富雄北一丁目 8 番 4 号	帝塚山五丁目 3 番 36 号
西登美ヶ丘五丁目 11 番 8 号	東紀寺町二丁目 3 番 13 号

菅野台 9 番 12 号	南登美ヶ丘 29 番 21 号
七条西町一丁目 8 番 7 号	
西千代ヶ丘二丁目 13 番 6 号	
大宮町七丁目 2 番 4-室番号	
宝来二丁目 23 番 14-2 号	
登美ヶ丘五丁目 2 番 3 号	
学園南二丁目 4 番 8 号	
六条三丁目 8 番 4 号	
西登美ヶ丘三丁目 18 番 1 号	

(令和 7 年 4 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 187 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫	戸籍謄抄本交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税（非課税）証明書交付手数料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 4 月 1 日

委託をした日：令和 7 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 188 号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12 条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示する。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 7 年 4 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

事件本人 省略

(令和 7 年 4 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 189 号

次に掲げる者に対する障害児通所給付費徴収金に係る充当通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部障がい福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 4 月 11 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
充当通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和 7 年 4 月 11 日揭示済)

奈良市告示第 190 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 4 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 6 年 7 月 17 日 奈良市指令整開 第 24A-11 号
令和 7 年 1 月 30 日 奈良市指令整開 第 24A-11-1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 7 年 4 月 15 日 第 1934 号
公共施設 令和 7 年 4 月 15 日 第 980 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町 1490 番 1、1493 番 1 の一部、1482 番 1 及び 1488 番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市高天市町 15 番地の 1 ライフ 21 ビル
ライフニジュイチ株式会社 代表取締役 金澤 孝
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路後退
奈良市中山町 1488 番の一部
(2) 調整池
奈良市中山町 1488 番の一部

(令和 7 年 4 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 191 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者として指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定納付受託者
(1) 名称
株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍謄抄本等交付手数料

除籍謄抄本等交付手数料

届出又は申請の受理等の証明書交付手数料

住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料

除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料

戸籍の附票の写し交付手数料

戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料

身分証明書等その他証明書交付手数料

課税・非課税証明書交付手数料

住宅用家屋証明交付手数料

名寄帳交付手数料

おむつ代医療費控除に係る確認証明書手数料

墓地使用許可書の書換え手数料又は再交付手数料

予防接種実費徴収金

郵送料

犬の登録手数料

犬の鑑札の再交付手数料

狂犬病予防注射済票交付手数料

狂犬病予防注射済票再交付手数料

飲食店営業等許可申請手数料

製造所設置許可申請手数料

屋内貯蔵所設置許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所設置許可申請手数料

地下タンク貯蔵所設置許可申請手数料

簡易タンク貯蔵所設置許可申請手数料

移動タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋外貯蔵所設置許可申請手数料

給油取扱所設置許可申請手数料

販売取扱所設置許可申請手数料

一般取扱所設置許可申請手数料

製造所変更許可申請手数料

屋内貯蔵所変更許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所変更許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所変更許可申請手数料

地下タンク貯蔵所変更許可申請手数料

簡易タンク貯蔵所変更許可申請手数料

移動タンク貯蔵所変更許可申請手数料

屋外貯蔵所変更許可申請手数料

給油取扱所変更完成検査許可申請手数料

販売取扱所変更完成検査許可申請手数料

一般取扱所変更完成検査許可申請手数料

製造所設置完成検査手数料

屋内貯蔵所設置完成検査手数料

屋外タンク貯蔵所設置完成検査手数料
屋内タンク貯蔵所設置完成検査手数料
地下タンク貯蔵所設置完成検査手数料
簡易タンク貯蔵所設置完成検査手数料
移動タンク貯蔵所設置完成検査手数料
屋外貯蔵所設置完成検査手数料
給油取扱所設置完成検査手数料
販売取扱所設置完成検査手数料
一般取扱所設置完成検査手数料
製造所変更完成検査手数料
屋内貯蔵所変更完成検査手数料
屋外タンク貯蔵所変更完成検査手数料
屋内タンク貯蔵所変更完成検査手数料
地下タンク貯蔵所変更完成検査手数料
簡易タンク貯蔵所変更完成検査手数料
移動タンク貯蔵所変更完成検査手数料
屋外貯蔵所変更完成検査手数料
危険物の仮貯蔵仮取扱承認申請手数料
製造所等の仮使用承認申請手数料
タンク水張検査手数料
タンク水圧検査手数料
防火管理講習課程修了証明書再発行手数料
その他証明手数料
納税証明書交付手数料
固定資産評価・税額等証明書交付手数料
扶養証明書交付手数料
事業証明書交付手数料
証明書交付手数料（医事薬事）
薬局開設許可証再交付手数料
薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料
薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料
医薬品店舗販売業許可証再交付手数料
高度管理医療機器等販売業貸与業許可証再交付手数料
毒物劇物販売業登録票再交付手数料
診療所開設許可申請手数料
診療所構造設備使用許可申請手数料
衛生検査所登録証明書再交付手数料
飲食店営業等許可証書換え交付手数料
飲食店営業等許可証再交付手数料
製造所変更許可及び仮使用承認申請手数料
屋内貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
屋外タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
屋内タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
地下タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
簡易タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
移動タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
屋外貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
給油取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料

販売取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 一般取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料
 建築確認台帳記載証明手数料
 ななまるカード再発行実費徴収金
 行政財産使用料
 地境明示手数料
 境界確定原本証明手数料
 市道証明交付手数料
 市道幅員証明交付手数料
 食鳥処理事業許可申請手数料
 食鳥処理事業許可証書換え交付手数料
 食鳥処理事業許可証再交付手数料
 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料
 確認規程認定申請手数料
 確認規程認定証書換え交付手数料
 確認規程認定証再交付手数料
 確認規程変更認定申請手数料
 乳児等通園支援事業利用料
 一時保護所職員給食代金
 都市計画証明願
 地形図、都市計画図等の販売
 都市計画境界明示手数料
 輸出証明書の発行手数料
 適合施設の認定手数料（現地調査を要する場合）
 適合施設の認定手数料（現地調査を要しない場合）

3 指定日

令和 7 年 4 月 1 日

4 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 4 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 192 号

令和 7 年奈良市告示第 165 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 2 の表中

奈良甲状腺クリニック	西大寺南町 5-26 T・K ビル西大寺 SOUTH4F	95-9084	○	○	を
奈良甲状腺クリニック	西大寺南町 5-26 T・K ビル西大寺 SOUTH4F	95-9084	○	○	に
奈良西大寺まつき内科・内視鏡 クリニック	西大寺東町二丁目 1-51 西大寺スク エア 4 階	94-3031	○	○	

改める。

(令和 7 年 4 月 15 日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部監査人瀬戸和雅から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別添のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 10 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

別添省略

(令和 7 年 4 月 10 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 10 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

斎苑管理課

監査結果公表日 令和 3 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 17 号）

措置結果通知日 令和 7 年 3 月 27 日

〔監査の結果〕

各種証明書交付手数料の徴収事務について、4 月分の関係書類を査閲したところ、手数料受領の際に発行する領収書の控えに金額の記載誤りが見受けられた。また、証明書の種類の記載誤りや証明書の種類が特定できないといった誤りも散見された。

その後の調定手続については問題なく処理されていたものの、そもそも領収書は、金銭授受の具体的な内容を証する重要な書類であり、誤って発行することが許されるものではない。

このことを踏まえ所管課におけるリスクマネジメント報告書を確認したところ、「現金等の不適切な管理に係るリスク」として、現金等の実査や保管の適正化、マニュアルの整備、調定手続の際の誤った処理の防止に関する記述が見られた。また、公金等取扱マニュアルについても同様に確認したところ、「現金を受領し声に出して確認する」ことや「領収書及びお釣りを納入者に確認してもらう」ことなどが記されていた。

しかし、これらの手続が適切に行われていれば、前述のような誤りが起きるとは考えられず、マニュアル等に記載された内容が形骸化していたものと推察される。

〔措置の内容〕

各種証明書交付手数料徴収事務の実施に当たっては、公金等取扱マニュアル等の記載事項を改めて職員に周知し、収納時の声出し確認を行うとともに、領収書作成の際には申請書を十分確認し、発行時には他の職員のチェックを受けた上で、最終的に納入者の確認を得て発行しています。これにより、現在において誤った収納は発生していません。

また、一連の事務終了後及び月に複数回の確認作業を行うことで、万が一誤りがあった際には直ちに是正できる体制を整えました。

所管課においては、今回の誤りを踏まえてマニュアル等の見直しを行い、実現可能で、かつ実効性の高い再発防止策を講じられたい。

建築指導課

監査結果公表日 令和 6 年 12 月 27 日（奈良市監査委員告示第 18 号）

措置結果通知日 令和 7 年 4 月 4 日

[監査の結果]	[措置の内容]
職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 3 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。 旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。	当該職員の旅費について、令和 7 年 1 月 22 日に支払を行いました。 また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。

(令和 7 年 4 月 10 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 18 号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 16 号）第 5 条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和 7 年 4 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

賦課対象区域（第 2 負担区）

桂木町～南京終町二丁目の一部

賦課対象区域（第 4 負担区）

北之庄町の一部

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 19 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 7 年 4 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 4 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
中山町 1493-1 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
菅野台	②	分流	
六条二丁目 988-1	③	分流	
宝来三丁目 155-10 他	④	分流	

位置図省略

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 20 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市流域関連公共下水道の事業認可および変更図書の写しの送付がありましたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

【縦覧場所】

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市企業局事業部下水道事業課

【縦覧する図書】

- ・事業地を表示する図面一式（位置図、平面図）
- ・設計の概要を表示する図面一式

（令和 7 年 4 月 1 日掲示済）

奈良市企業局告示第 21 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、地方公営企業法第 33 条の 2 において準用する地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる収入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる収入等の種類
奈良市大宮町五丁目 2 番 11 号 南都ビルサービス株式会社 代表取締役 中谷 尚央	水道料金 下水道使用料 給水再開手数料等

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 4 月 1 日

委託をした日：令和 7 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に収入等の収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（令和 7 年 4 月 1 日掲示済）

奈良市企業局告示第 22 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社小川設備工業	代表取締役 小川 一輝	奈良県橿原市小綱町 16-3 YAGI WEST STORAGE (E-南号室)	令和 7 年 3 月 24 日

（令和 7 年 4 月 1 日掲示済）

奈良市企業局告示第 23 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道（第一処理区・第二処理区）の事業計画の変更図書の写しの送付がありましたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供し

ます。

令和 7 年 4 月 14 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

【縦覧場所】

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市企業局事業部下水道事業課

【縦覧する図書】

- ・事業地を表示する図面一式 (位置図、平面図)
- ・設計の概要を表示する図面一式

(令和 7 年 4 月 14 日揭示済)

奈良市企業局告示 24 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程 (平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号) 第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 14 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社ウィルテック	代表取締役 堀内 豊	大阪府茨木市五日市緑町 2 番 22 号	令和 7 年 3 月 26 日

(令和 7 年 4 月 14 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 7 号

令和 7 年 4 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則 (昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号) 第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 11 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 7 年 4 月 18 日 (金) 午前 10 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- 教育長報告 (1) 令和 8 年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について
- 教育長報告 (2) 奈良市教職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正について
- 教育長報告 (3) 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則の一部改正について
- 教育長報告 (4) 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会規則の一部改正について
- 教育長報告 (5) 奈良市いじめ対策検討委員会規則の一部改正について
- 教育長報告 (6) 奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正について
- 教育長報告 (7) 奈良市学校結核対策委員会規則の一部改正について
- 教育長報告 (8) 奈良市教育支援委員会規則の一部改正について

議事

議案第 1 号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱及び任命について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 7 年 4 月 11 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会令和7年4月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和7年4月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和7年4月14日（月） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (4) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (5) 知事許可について

(令和7年4月7日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第1号

令和7年4月11日、奈良市議会議員 北 良晃 の辞職を許可しました。

令和7年4月11日

奈良市議会議長 森 岡 弘 之
(令和7年4月11日揭示済)